

(趣旨)

第1条 この要領は、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づき、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）が本学学生及び卒業生について行う無料職業紹介業務に関し必要な事項を定める。

(求人)

第2条 学生及び卒業生に対する企業・団体からの求人申し込みは、求人票を以って学務部就職課（以下、就職課という。）が受け付ける。ただし、申し込みの内容が法令に違反するとき又は労働条件と賃金、労働時間等が不相当と認めるとき、あるいは本学の教育課程に不相当と認められた場合は申し込みを受理しないことがある。

- 2 求人票には従事する業務の内容、採用条件、賃金等必要な諸条件を詳細に記入することを要する。
- 3 企業等に対する求人開拓については、就職課が公共職業安定所及びその他の関係機関と相互協力し、出来るだけ多くの求人を開拓する。

(求職の受付)

第3条 学生及び卒業生からの就職希望申し込みは就職課が受け付ける。

- 2 申し込みの内容が法令に違反するときはこれを受け付けない。
- 3 必要があると認めるときは、求職に対する労働条件、その他の諸条件について、求職者に対し助言することがある。

(求職者の留意事項)

第4条 就職を希望するものは「進路登録票」を就職課へ提出し、所定の手続きをしなければならない。提出しないものには就職の斡旋及び関係書類を交付しない。

- 2 採用内定（決定）の通知を受けた場合は、直ちにその旨を就職課に届け出なければならない。最初に採用内定（決定）したところをもって就職先とし、以後の斡旋は行わない。
- 3 校内選考による就職の斡旋（学校推薦）は、求職者1人に対し原則1企業とする。
- 4 学校推薦を受け、正当な理由なく放棄した者については推薦を取り消し、以後、推薦をしない。
- 5 就職に関する情報は総合学生支援システムまたは就職関係掲示板により伝達する。
- 6 就職を希望する者は、本要領を守らなければならない。著しく大学の体面を汚した者及び本要領に反した者に対しては就職の斡旋を中止することがある。

(個人情報の適正管理)

第5条 職業紹介業務に係る個人情報の取扱者を置く。

- 2 個人情報の取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努める。
- 3 個人情報の取扱者は、公共職業安定所等の個人情報の適正管理に関する講習会に参加する。
- 4 個人情報の取扱者は、個人の情報に関して求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行う。
- 5 個人情報の取扱者は、本人から本人個人の情報に関し、訂正の請求があった場合は、遅滞なく訂正を行う。
- 6 個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者を置く。
- 7 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理を行う。

(職業紹介事業の報告)

第6条 4月1日から翌3月31日までの事業年度における求人数、求職者数、就職者数等を公共職業安定所の指定する様式で、所轄の公共職業安定所長に5月31日までに報告する。

(法令の遵守)

第7条 業務の運営に関しては、すべて公共職業安定所及び関係諸法令の定めるところにより処理する。

(庶務)

第8条 この要領に関する庶務は、学務部就職課が行う。

(改廃)

第9条 この要領の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
(札幌大学職業紹介運営規程、札幌大学職業紹介に係る個人情報適正管理規程及び札幌大学女子短期大学部職業紹介に係る個人情報適正管理規程の廃止)
- 2 この要領の施行に伴い、札幌大学職業紹介運営規程、札幌大学職業紹介に係る個人情報適正管理規程及び札幌大学女子短期大学部職業紹介に係る個人情報適正管理規程は廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(特例措置)

- 1 本要領に規定する「卒業生」には、札幌大学女子短期大学部を卒業した者を含む。
(施行期日)
- 2 この要領は、令和5年6月30日から施行する。